

岩倉具視の政治思想(二)

大塚 桂

一 序論

二 思想と行動(以上、前号)

三 幕末維新の政治過程

四 岩倉の政治意見書

- (1) 外交問題
- (2) 和宮降嫁問題
- (3) 公議政体論

三 幕末維新の政治過程

明治維新は、幕末期の開国問題を契機として生じた一連の政治改革ムーブメントである。そもそも、国家、民族意識は政治的危機段階において醸成される。このことは、プラトン(Platon, B. C. 427-347)・アリストテレス(Aris-

toletes, B. C. 384-322) の国家論、マキャベリ(Niccolò Bernardo Machiavelli, 1469-1527) の君主論、フィヒテ(Johann Gottlieb Fichte, 1762-1814) = ヴーゲル(Georg Wilhelm Friedrich Hegel, 1770-1831) の国家論など枚挙にいとまがない⁽¹⁾。日本にあっても、欧米列強諸国からの外圧に屈することなく近代国家体制を確立しようとして取り組んだ。明治維新である。

徳川幕府は、二六〇余年にも及ぶ長期安定政権をほこってきた。そもそも江戸期を通じて、徳川政権はその是認根拠を(a) 外在的正当性、ならびに(b) 内在的正当性とに求めていた。外在的正当性とは、天皇の権威(官位・官職)により自己の支配権を根拠付けたことである。内在的正当性とは、徳川宗家としての世襲制原理、源家の統領としての武門の長、大名としての経済力・軍事力に根拠付けられていたことである。しかしながら、外圧に直面するなかで、徳川政権の統制権の動揺がみられてくる。丸山真男は、「江戸時代の天下泰平は、きわめて特殊な条件の下でかちえられたものであった。すなわち鎖国という徹底した外からの断絶と、戦国状態の凍結化である。そこでこの条件が失われると、安定化の要因はそのまま不安定化の要因になる。パラドックスの『平衡』の喪失によりパラドックスが文字通り矛盾に転化してゆく⁽²⁾、と指摘した。祖法=鎖国によって確保されてきた泰平は、外圧によりもろくも崩れさる。さしあたって、歴史的推移を整理しておこう。

孝明天皇(一八三一—一六六)は、弘化三(一八四六年)二月一三日に即位している。四月には英・仏軍艦が琉球に來航したり、米国東インド艦隊司令官ビッドルが浦賀に來航したりと、海防問題が政治的課題となりはじめた時期である。政治的慣例として、朝廷側は政治に介入することはなかった。朝=幕間の軋轢を生じさせないために、ときどきの老中・所司代=摂政関白・伝奏らが手腕を発揮した。ところで、祖法の下、異国船の度重なる來航という国

家緊急事態はいままで経験したことはなかった。この事態に、幕府はその組織の硬直化により有効な手立てを講ずることができなかった。あるいは、溜問詰政治システムの機能不全により、事態の收拾は容易にできないのであった。この段階になると、攘夷意識にとらわれた朝廷側(就中孝明天皇自身)は、幕府側に早急な対策を求めはじめ。まず、弘化三(一八四六)年に、『海防嚴飭ノ勅諭』がだされた。

「近年異国船時々相見へ候趣風説内々被聞召候雖然文道能修武事全候御時節殊海辺防御堅固之旨是又兼々被聞召候間御安慮候得共近頃其風聞彼是被為掛叡念候猶此上武門之面々洋蛮之事不侮小寇不畏大敵宜籌策有之神州之瑕瑾無之樣精々御指揮候而彌可被安宸襟候此段宜有御沙汰候事」⁽³⁾

これは、尊皇攘夷派の巨頭水戸斉昭による朝廷・公卿(義兄鷹司政道)への「手入れ」の成果と考えられる。⁽⁴⁾ しながら、朝廷が外交問題について、政治的に発言をした異例なケースとして注目される。外交問題を契機として、朝廷が政治的性格を帯びはじめたと考えてよい。同年八月の勅諭を受けて、幕府は一〇月に所司代を通じて朝廷に外国船来航状況を報告しはじめた。しかし、この段階では朝廷側が積極的な政治的行動におよぶというよりも、幕府へ海防なり攘夷なりを徹底してもらいたいという希望の表明の域をでるものではなかった。

つづく、嘉永三(一八五〇)年には、『外侮防御ノ勅諭』がだされた。

「異船之儀時々風聞有之候処其後静謐之趣相聞御安心被思召候海岸守御之御手当嚴重之由被聞召及叡感被思召候尤千万里之波濤ヲ隔テ容易ニ渡来ニ難相成儀ト被思召候得共自然日本輿地之内島々上陸之夷人有之候而者後患御案シ被思召候勿論閑東御行届御如才無之候事ニ付御安心被思召候御儀ニ候得共猶々天下泰平神州之瑕瑾無之庶民安堵之儀御沙汰共毎々閑白殿御伺被成候ニ付其段無急度可申入置旨被命候事」⁽⁵⁾

嘉永三年の勅語は、国防政策についての念押しといった内容であった。しかしながら、嘉永六(一八五三)年六月のペリー来航以後、朝廷側の姿勢は硬化していく。同年二月に家茂が將軍宣下時にだされた『米国要求事件ニ付勅諭』では、

「近來度度異国船渡來有之殊ニハ去夏亜米利加国より差出候書翰之趣不容易事と深被惱宸襟候処今般右御取計方之儀急度兩人工被達置候旨脇坂淡路守より到承知即及言上当地不一方御配慮之御事と被思召候誠ニ神州之一大事ニ候得者彌衆心堅固ニ国辱後禍無之様にと被思召叡慮をも幸此度兩人参向ニ付宣申述旨御沙汰ニ候仍此段申入候事」⁽⁶⁾

とある。条約締結という外交日程が直接的に問題となると、それにともなつて朝廷側の意思表示もかなり強い政治的性格を示しはじめてくる。

そもそも嘉永六年の勅語では、幕府側が朝廷権威を利用しようと企図したのであったが、それは逆に政策決定の埒外に置かれていた天皇に政治的発言の機会をあたえたことになり、朝廷側の政治的意見が日増しに多くなつてくる。嘉永六年の勅語は、幕末維新期における朝廷の政治的行動の、伏線となるべき位置付けを有していたと考えてもよい。

安政元年後七月には、『米国使節再度來朝ニ付軍備拡張ノ勅諭』がだされた。

「先達而渡來之亞米利加船退帆候処右滯泊中彼是自儘之所業等有之且品御制度に触れ候事共申立候趣に候得共當時船軍之御備向も未不整折柄に付無余義平穩之御処置に相成候趣被聞召候方今水陸軍事全備無之上者不被為得止儀と被思召候但此姿にて自然年月相立異類侮を加へ賊謀熟々候様成行候而者実に不容易其上諸夷追渡來

致、候は、国家疲弊に及び国体如何と叡慮不安被思召候右之通異類窺視の模様有之儀は誠に神国之靈害に候得者
 近来災異不軽も自然譴告之儀哉と深御慎被遊専被擬御祈念為国為民被擬御誠精候間於武門も警戒無弛去弘化三年
 八月御沙汰之通各国之力を盡し神州瑕瑾無之様御指揮勿論之御事と思召候得共猶また叡慮之趣宜有御沙汰候事」
 この段階になると、攘夷の意思が前面に押しだされている。そもそも、外交問題に関して、幕府は朝廷が宗教的
 機能をはたすのを期待していた。つまり、異国船の調伏を神仏に祈願することを、天皇に求めた。それにより、举
 国一致体制の確立をめざし、朝廷の権威を借用して難局乗切りをはかろうとしたわけである。しかしながら、その
 ような幕府の意向とは別に、朝廷側の政治的意思が明確に打ちだされるや、その政治的機能を無視しえなくなつて
 くる。福地源一郎は、嘉永六年、安政元年以来、幕府衰亡の兆しがあらわれてきたと率直に指摘している。「そもそ
 も幕府は、実権政府の主義を保持し、内治にまれ外交にまれ、すべてこれを処断して、毫も京都の干渉を受けざる
 二五十年の久しきに至りしに、この時に至り、外交に関しては常に京都の干渉を免るること能わざりしものは、
 これ幕府衰亡の運に傾き、幕府の独力を以て諸侯を鎮圧するを得ざりしが故なりとは云えども、実は嘉永六年六月、
 亜国使節渡来の初めに当たり、京都に上奏したるに起因せるものなり」と福地は述べている。同様に外交官のアー
 ネスト・サトウも、「將軍が天皇の権威を仰いだことは、従來の慣習を一変したものと云つても過言でない。…条約
 の裁可の件で京都に伺いをたてたのは、將軍の権力が衰微したことを示す最初の徴候であつた。…天皇の体験が一
 度認められるや、国事に関し天皇に発言権のあることは、もはや議論の余地がなくなつた」と論じているところだ
 ある。

安政五年三月の「宣言」では、下田条約を問題視しはつきりと幕府側の失政を非難するに至る。

「墨夷之事神州之大患国家之安危ニ係リ誠ニ不容易奉始神宮御代々江被為封恐多被思召東昭宮已来之良法ヲ麥革之儀者闔国人心之帰嚮ニモ相拘永世安全難量深被悩慮候尤往年下田開港之条約不容易之上今度仮条約之趣ニ而者御国威難立被思召候且諸臣群議ニモ今度之条々殊ニ御国体ニ勾り後患難測之由言上候猶三家以下諸大名江モ被下台命再応衆議之上可有言上被仰出候事」⁽¹⁰⁾

さらに、注目すべきことは、朝廷が諸侯に対して国家緊急事態の解決にあたるようにゲキを飛ばしたことである。いわゆる『戊午密勅』(安政五年八月)である。

「…当今外夷追々入津不容易之時節既ニ人心之帰向ニモ可相勾傍被悩慮哀候兼而三家以下諸大名衆議被聞食度被仰出候旨全永世安全公武御合体ニ而被案叡慮候様被思召候儀外捕虜計之儀ニモ無之内憂有之候而者殊更深被悩慮候彼是国家之大事ニ候間大老閣老其他三家三卿家門列藩外様譜代共一同群議評定有之誠忠之心ヲ以テ得与相正シ国内治平公武御合体彌御長久之様徳川御家を扶助有之内を整外夷之侮を不受様ニト被思召候早々可致商議勅諭⁽¹¹⁾之事」

徳川幕府は、大名側と朝廷側とが没交渉であるように規制してきた。朝廷との直接交渉は、幕府の専権事項である。しかしながら、この禁をあえておかしてまで、朝廷が政治的行動にでたのは、すでに徳川政権に任せてはおけないとの意思からである。朝廷の意思が間接的にせよおおやけとなったからには、雄藩は色目気だってくる。雄藩の中央政界への進出の動きが加速していく。とくに、長州藩と薩摩藩は抜きんでいた。さらに、親藩・家門では、越前藩、土佐藩、尾張藩、安芸藩などが政局を左右しはじめる。

元治元年一月、將軍家茂が右大臣・右近衛大将に任命されるにあたっての『勅語』には、

「…勉メテ征夷府ノ職掌ヲ拳ケ天下人心ノ企望ニ対答セヨ醜夷ノ征服ハ国家ノ大典遂ラ膺懲ノ師ヲ興サスンハアルヘカラス雖然無謀ノ征夷ハ朕カ好ム上ハ宜ク策略ヲ議シテ以テ朕ニ奏セヨ朕其可否ヲ論スル詳悉以テ一定不拔ノ国是ヲ定ムヘシ朕又思ヘラク古ヨリ中興ノ大業ヲ為サントスルヤ其人ヲ得スンハアル可カラス朕凡百ノ武將ヲ見ルニ苟モ其人アリト雖当時會津中將越前中將伊達前侍從土佐前侍從島津少將等ノ如キハ頗ル忠実純厚思慮宏遠以テ国家ノ枢機ヲ任スルニ足ル朕是ヲ愛スル事子ノ如シ汝是ヲ親ミ与ニ計レヨ嗚呼朕与汝誓ツテ衰運ヲ挽回シ上ハ先皇ノ靈ニ報シ下ハ万民ノ急ヲ救ハント欲ス若シ怠惰シテ成功ナケレハ是朕ト汝ノ罪ナリ天地鬼神夫是ヲ殖スヘシ汝勉旃勉旃¹²⁾」

とあり、攘夷を断行するとともに、雄藩を政治に参画させるように促している。これは、朝廷が幕府に対して人事統制ならびに組織統制をはじめたのを意味する。やがて、国事参預會議の設置となる。

また、一月二七日には家茂ならびに列藩に勅語がくだされた。具体的には、「…幕府断然朕カ意ヲ拡充シ十余世ノ旧典ヲ改メ外ニハ諸大名ノ参勤ヲ弛メ妻子ヲ国ニ帰シ各藩ニ武備充実ノ令ヲ伝ヘ内ニハ諸役ノ冗員ヲ省キ入費ヲ省キ入費ヲ減シ大ニ砲艦ノ備ヲ設ク¹³⁾」と朝廷が幕府の政策変更をせまるのであった。これに対して、將軍家茂は奉答書の中で、「…大計大義者悉ク国是ヲ定メ宸断ヲ奉仰皇国之衰運ヲ挽回シテ外ハ慢夷之胆ヲ吞内ハ生靈ヲ保チ奉安¹⁴⁾ 叡慮上ハ皇神之靈ニ報ヒ奉リ¹⁴⁾」、と決意表明している。この段階で、「朝主幕從」が決定付けられたといふ。福地源一郎は、「幕府が大政返上は慶応三年に行ないたれども、その実は正しくこの時にありて、余はこの奉答書を以て、大政返上予約書と云うを憚らざるものなり¹⁵⁾」と回顧していることから明らかであろう。四月二〇日には「庶政御委任ノ勅詔」がだされ、朝廷が従前通り將軍に大政を委ねるのを確認してはいるが、大政について奏聞すべき

ことを付帯条件としている点で、幕府単独の政策決定に制約が課せられた。

元治一年四月『朝廷指令文』がだされた。これは、慶喜ならびに闇老（松平直克・酒井忠績・水野忠精・稲葉正邦）連署による「尊奉ノ諸事ヲ条陳書」に対する朝廷側の回答である。

「一國務是迄通総而御委任之事尤國家之大事件者伺叡慮取計之事

指令

昨年御沙汰有之候通御委任之儀今更被仰出候迄も無之候但君臣上下之名儀ヲ正し末々迄恭順之意相貫書附類顛末之儀迄も心得違無之様可有之候事⁽¹⁶⁾

大義名分を明確にすることを求め、天皇（君）＝將軍（臣）関係が強調された。ここにいたるや、幕府は臣下として天皇の叡慮を尊奉しつつ政治を担当していかなければならなくなる。

元治一年五月には、『手勅』がだされた。これは、孝明天皇が將軍家茂に対して直接に親論したものである。

「一万事委任候上ハ職掌無失態無様毎々申入候通ナカラ猶又申聞置候間努々無失念様存候事⁽¹⁷⁾

朝廷は幕府に対して國務を一任したけれども、報告を欠くことのないようにクギをさしている。さらに、朝廷側は幕府の基本政策の変更にまで口を差し挟むようになってくる。以上みたように、朝廷は外交問題を契機に政治的性格を前面にだし、最終的には政局の主導権を握るにいたったのである。

一八五三（嘉永六）年ペリー（Matthew Calbraith Perry, 1794-1858）来航後、徳川政権は鎖国政策を棚上げし、一八五四（安政一）年三月日米和親条約、同年五月日米和親条約付録（開港場使用細則）、一八五七（安政四）年五月日米約定（領事裁判・旅行権や貨幣交換）、一八五八（安政五）年六月対五ヶ国（米・露・蘭・英・仏）修好通商条約など

の諸条約を締結し、開国政策に転換した。

老中首座阿部正弘（一八一九―一八五七）はペリーの開国要求に関して、以下の対応をとった。第一に朝廷に奏聞し、第二に諸大名・有司に外交問題について諮問した。それというのも、徳川政権の「祖法」であった鎖国政策の大転換問題については、挙国一致で解決をみる必要があったからである。しかし、政治的結果としては、二つの致命的問題を露呈させた。第一に、朝廷から政権の委任を代々受け継いできた徳川政権が自己の統治能力（*governability*）の欠如を露呈してしまったことである。第二に、徳川政権内における政策決定過程・手続きの限界（性）に直面したことである。安政五ヶ国条約は仮条約であった。理由は、幕府が朝廷の勅許を得ずして独自の判断で調印したからである。これは、政治的争乱の引き金となった。安政の大獄である。条約は完全な不平等条約であった。

幕府は、朝廷に対して条約締結の勅許を求めた。これは、今まで大政を幕府の一念でおこなっていたのを、変更するものであった。ところで、幕閣が、条約勅許を容易に得られると考えていたのは、確かである。というのも、過去の例からしても、五摂家と幕府との関係から朝議を左右できると踏んでいたからである。⁽¹⁸⁾ 大政奉還により幕府政治は終焉することになるが、事実上の政権返上といえよう。この時期、將軍（家のリーダーシップの強化・確立をめざす動きがみえはじめてくる。一三代將軍家定（二二八四―一五八）の継嗣問題、つまり第一四代將軍のポストをめぐり、家茂（一八四六―一六六）擁立派（南紀派||井伊直弼（二八一五―一八六〇）と慶喜（一八三七―一九一三）擁立派（一橋派||水戸斉昭（二八〇〇―一六〇）・松平慶永（一八二八―一九〇）・島津斉彬（一八〇九―一五八）との対立が起こった。家茂擁立で決着をみたあと、幕府は勅許を得ないまま日米通商条約を調印し開港したことが原因で、朝廷と幕府間に軋轢が生じた。⁽²⁰⁾）しかし、政治的な争点としては、「不平等条約の調印の可否にあったのではなく、この種の政

策決定はいかにしてなされるべきか、という点にあった⁽²¹⁾と、テツオ・ナジタは指摘したが、叡慮を慮ることなく先行して調印したことが、当時政治問題化したのは確かであろう。さらに、大老井伊直弼が桜田門外の変で殺害されると、幕府の政権運営は一举にグラつきはじめた。井伊暗殺事件後、長州藩は朝幕関係の調整に乗り出した。とくに、長井雅楽の「航海遠略策」を中心に展開していった(文久一年五―七月)。さらに、薩摩藩島津久光(一八一七―一八七)は朝廷を動かし幕政改革をせまった。この結果、慶喜を将軍後見役、松平慶永を政事総裁職、松平容保(一八三五―九三)を京都守護職に任ずるなど救国統一政権の布陣を整えた。

丸山真男は、「徳川氏は諸大名中の *primus inter pares* (同等者中の第一人者) であり、またそこに止まる。けれどもかといって大名領国制の既成事実を認めつつ『天領』の圧倒的優越という事実上の差のみにより天下を支配するならば、いつ何時『泰平』の夢破れ戦国時代の再現みるかわからぬという危惧がある。このパラドックスに直面したのが幕府である⁽²²⁾と指摘したが、まさにこの時期、経済的変動(貨幣経済)ならびに政治的変動(外庄・統治能力の喪失)により幕府型統治システムの根幹を揺るがす事態となった。老中安藤信正(一八一九―七二)は、幕府の政権基盤を強化するために、公武合体政策を推進していく。この時期の幕府の主唱する公武合体論は、「天皇(朝廷)を相対的に捉え、政治的には操作の対象とし、かつこれを利用してしようとしていたのである⁽²³⁾」。さらに、朝廷から『庶政委任ノ勅詔』を受けるとして、幕府の統治権の動揺を杭い止める策に出た。

『庶政委任ノ勅詔ノ奉答書』では、

「幕府之儀内者皇国を治安せし為外者夷狄を征伐可到職掌候処泰平打続上下遊惰ニ流れ外夷驕暴万民不安終ニ今日之形勢とも相成候事故勃癸丑年以來深悩叡慮是迄種々被仰出候儀も有之候処此度大樹上洛列藩より建議も有

之候間別段之聖慮越以先達而幕府江一切御委任被遊候事故以来政令一途ニ出人心疑惑を不生様被遊度思召候就而者別紙之通相心得急度職掌相立候様可到事

但国家之大政大議者可遂奏聞事

右聖旨之趣謹而奉畏候臣家茂不肖堪其任候得共盡精力職掌相立候様勉勵可仕候此段御請奉申上候⁽²⁴⁾と述べており、幕府への委任を再度確認した内容となっている。

五月二日には、『手勅』がくだされており、「…一万事委任候上ハ職掌無失体様毎々申入候通ナカラ猶又申聞置候間努々無失念様存候事⁽²⁵⁾」、として再々度御委をすることの念押しをしている。いずれにせよ、公と武との協調路線により難局乗り切りが可能であると判断されたのだった。

公武合体政策によって、挙国体制の強化が推進されていく。公武合体論の意義としては、どのようなものがあつたろうか。第一に、開国問題については、公と武とが協調して事態にあたらなければならないという共通理解が形成された。しかし、公武合体論といいつつも、そこには幕府中心路線と雄藩中心路線との対立が生じた。ここから、種々の公議政体論が構想されてくる。この点は、後述しよう。第二に、朝廷と幕府との人的結合により、政治基盤の安定化をすすめていく政略的意味があつた。幕府の政権基盤の脆弱化をいかに回復していくのか。幕府は、朝廷の権威を利用しようと画策した。具体的な政策としては、和宮親子内親王（一八四六―七七）降嫁である。これを一契機として、公武合体政策にハズミがついた。一八六四（元治元）年一月、将軍家茂は上洛し、『庶政委任の勅諭』を賜り、公武一和の実現をみた。しかし、実態は大諸侯会議としての参預会議に、ヘゲモニーが移行してしまつた。「初めは幕府政治を天皇がそのままとめるのが公武合体であつたものが、幕府が天皇の意思を尊重することに変

り、次に朝廷の命令に従うことになり、最後に参預会議制の成立によって賢諸侯の政治的発言権を尊重することに変わったわけである。幕府独裁制も朝廷独裁制も確立することが出来なかつた国内統一を、参預会議制によって確立しようとしたのであつた⁽²⁶⁾、と坂田吉雄は説明している。

参預会議は二カ月で解消されるが、この時以降、公議・公論が重視されていくことになる。孝明天皇は、「征夷府ノ職掌ヲ挙ケテ天下人心ノ企望ニ対答セヨ醜夷ノ征服ハ国家ノ大典遂ニ膺懲ノ師ヲ興サスンハアルヘカラス雖然無謀ノ征夷ハ朕カ好ム所ニ非ス然ル上ハ宜ク策略ヲ議シテ以テ朕ニ奏セヨ朕其可否ヲ論スル詳悉以テ一定不拔ノ国是ヲ定ムヘシ朕又思ヘラク古ヨリ中興ノ大業ヲ為サントスルヤ其人ヲ得スンハアル可カラス朕凡百ノ武將ヲ見ルニ苟モ其人アリト雖當時会津中将越前中将伊達前侍従土佐前侍従島津少將等ノ如キハ頗ル忠実純厚思慮宏遠以テ国家ノ枢機ヲ任スルニ足ル朕是ヲ愛スル事子ノ如シ汝是ヲ親ミ与ニ計レヨ嗚呼朕与汝誓テ衰運ヲ挽回シ上ハ先皇ノ靈ニ報シ下ハ万民ノ急ヲ救ハント欲ス若シ怠惰シテ成功ナケレハ是朕ト汝ノ罪ナリ⁽²⁷⁾」、とし、国事参預たちからなる合議制によつて政權運営をすべきだと將軍に命じたのである。これは、將軍の統治権が制約を受けたことを意味した。参預会議は、朝廷政治の政策決定機関である摂政閑白、議伝奏、国事掛の諮問機関的性格を有するものとして設置された。これは、朝廷内の議事機関として設置され、いままで武家が任用されたことはなかつた⁽²⁸⁾。さらに、將軍を経由することなく、雄藩の建言によつて直接に設置されたことも異例であつた。幕府の庶政一任と完全に対立する政治システムの設立である。朝議と雄藩の決議とにより、国政が決定されるカタチとなつた。ところで、参預会議、いわゆる公議政体の設立により朝廷の政治的主導権が増したのかというと、必ずしもそうとはいひきれない。公も武もともに国家の最高権力を保持しえたのではなく、雄藩連合による諸侯会議に移行してしたのであつた⁽²⁹⁾。つまり、

「公議朝廷制は、明治天皇制または立憲天皇制への前期的・中間的形態」⁽³⁰⁾なのであった。

参預会議（文久四年一月―三月）は、二ヵ月間で空中分解した。その理由としては、内部による路線対立があったからである。幕府対薩摩・越前・宇和島藩との対立である。さらに、幕府内部でも、閣老側と後見職慶喜との対立があった。幕府の統治能力は地に墜ちてしまった。さらに、朝廷の権威も雄藩のバックアップがなければ成立しえない状態が判然となった。さらに、雄藩内でも倒幕により自らが徳川に取って代ろうとするグループや徳川宗家も含めた列侯会議による政治をめざすグループとの対立があったことなどから、政局は不安定極まりない状況を呈した。

さらに、『徳川家茂及列藩ニ勅諭』が、「諸大名ノ参勤ヲ弛メ妻子ヲ国ニ帰シ各藩ニ武備充実ノ令ヲ伝ヘ内ニハ諸役ノ冗員ヲ省キ入費ヲ減シ大ニ砲艦ノ備ヲ設ク実ニ是朕カ幸ノミニ非ラス」と⁽³¹⁾と、従来の徳川政権の基幹をなす政策の転換を命じたのである。ここに、徳川政権の弱体化が白日の下にさらされた。いままで、天皇は徳川政権に利用されることによつて、また自己の権威を武門に分与することによつて命脈を保ってきたが、この時期、朝廷側は劣勢を一気に挽回するかのごとく政治的発言権を増していった。敬神、尊皇、神国意識をもつ当時の公家、諸侯、志士たちにすれば、朝廷（天皇）の政治的発言は、祭政一致の実践であるとして受け取られた。⁽³²⁾そして、公議・公論を採つて親政を行うという論理が形成され、のちに王政復古、『五箇条の御誓文』へと展開していく。

(1) 拙著『現代国家へのアプローチ』成文堂 一九九八年 第一部国家学説参照。

(2) 丸山真男『丸山真男講義録(第六冊)』東大出版会 二〇〇〇年 一八三頁。藤田省三は幕府権力の正当性について、

「幕府制度が、自己の権力の正当性を自らの手で実証して行こうとする自主性と責任意識をそもそも鎌倉の始めから持ち合せていないで、要領よく古代の権威によりかかって、『征夷大將軍に任じ』てもらふことよって自己の権力を振りまわして来た結果今度は逆に古代の亡霊が反逆者へのりうつって幕府制度を脅すようになってしまったのである」(藤田省三『維新の精神』みず書房 一九七五年 一六頁)、と叙述する。

- (3) 『岩倉公実記(上)』六五頁。
- (4) 小西四郎『日本の歴史(一九)』中央公論社 一九八〇年 二八頁。
- (5) 『岩倉公実記(上)』六七―六八頁。
- (6) 同上九六頁。
- (7) 同上―一〇五頁。
- (8) 福地源一郎(石塚裕道校注)『幕府衰亡論』平凡社 一九九四年 六四頁。
- (9) アーネスト・サトウ(坂田精一訳)『一外交官の見た明治維新(上)』岩波書店 一九七四年 五二頁。
- (10) 『岩倉公実記(上)』一七六頁。
- (11) 同上二二二頁。
- (12) 同上七七六―七七七頁。
- (13) 同上七八二頁。
- (14) 同上七八四―七八五頁。
- (15) 福地『前掲書』一七五頁。
- (16) 同上七九四頁。
- (17) 同上七九八頁。
- (18) 井上勝生「開国前後」田中彰編『近代日本の軌跡一 明治維新』吉川弘文館 一九九四年 五九頁。
- (19) 渋沢栄一編(大久保利謙校注)『昔夢会筆記』平凡社 一九七二年 二六五頁。

(20) 一橋派が南紀派を攻撃したといっても、一橋派は朝廷側の意向を最大限に尊重するのではなかった。「安政五年のい
わゆる違勅問題にからむ鬭争は、ふつういわれる無勅許調印とは別に南紀慶福を將軍繼嗣に定めた井伊大老の背勅行為
を糾問する一橋慶喜擁立派の場合がある。すなわち一橋派は、繼嗣運動に敗れたため、違勅に名をかり、井伊⇨南紀
派を追及することによってあくまで所説を立てんとしたのである。しかも開国を策する一橋派は、鎖攘論に固執する朝
廷に対し、幕府ともども通商条約の勅許を要求し、必ずしも無勅調印を難じていないのであるが、実にそれは、勅誼な
いし天皇そのものに道義の究極と情熱の拠点を見出すことなく、むしろ逆に朝廷の進出に批判的であり、將軍の威令回
復と幕府集権力の強化を願った彼らの立場にもとづく必然的な帰結にほかならなかった。したがって一橋派のいう違
勅攻撃は、その朝旨遵奉⇨尊王論的外殻にもかかわらず、真意は反対派妥当の名分をここにおいたものでいうべきであ
り、専断調印そのものの反尊王性を追及・弾劾した尊攘派とは、運動の本質を異にする所以が存するのである。…一橋
派は：事実は幕府をわが国の中央政権として強力に再編成するという意図に立つものがあつた：」（山口宗之『改訂増補
幕末政治思想史』ペリかん社 一九八二年 六一―六二頁。また、井伊も基本的な立場は、「…幕府が確実に朝廷を把
握し、勅令は幕令を補強する意味合いをもつてのみ布告されるべきもの、というにあつた」（同上二四〇頁）。

(21) テツオ・ナジタ（坂野潤治訳）『明治維新の遺産』中央公論 一九七九年社 八一頁。

(22) 丸山『丸山真男講義録（第七冊）』一五〇頁。

(23) 田中彰『幕末維新史の研究』吉川弘文館 一九九六年 二四五頁。

(24) 『岩倉公実記（上）』七九〇―七九二頁。

(25) 同上七九八頁。

(26) 坂田吉雄『明治維新史』未來社 一九六四年 一六一―一六二頁。

(27) 『岩倉公実記（上）』七七六―七七七頁。

(28) 原口清『近代天皇制成立の政治的背景』遠山茂樹編『近代天皇制の成立』岩波書店 一九八七年 一〇四頁。公武
合体路線には、三つの政権構想がみられた。その一は、一・会・桑朝幕政権（公武合体を朝廷・幕府間の少数首脳の直

接的結合に限定し、旧来の伝統的身分秩序と寡頭専制支配はつとめて温存していく。一橋慶喜路線。その二は、参預会議(公武合体を成長しつつある領主的封建主義の基盤の上に構築し、全領主、とくに雄藩諸侯を国事に参画させる。幕府ならびに朝廷改革を進めるが、下士層とは一線を画する。松平慶永・島津久光路線)。その三は、国事寄人・国事参預制(英慮。攘夷。国是と考へ、幕府・諸藩に決行をせまり挙国一致体制を樹立させる。長州路線)である(同上九六一―九七頁)。

(29) 毛利敏彦他『近代日本政治史』南窓社 一九七六年 三五頁。毛利は公武合体について、『民族』的危機の克服と国家的独立の確保というそれ自体すぐれた目標と、世界情勢のより正確な認識(「開国論」)を持っていながら、その政治目標を幕藩体制(そしてその基盤である封建領主制)のままで、つまり国内体制の根本的改革をぬきにして、実現しようとしたところに最大の自己矛盾があり非理性的時代錯誤的な尊攘運動は克服できたが、結局は破産せざるをえなかったのである。したがって、公武合体運動が提起した政治目標を飽くまで貫徹しようとするならば、今度は国内体制の改革。幕藩体制の打破(とくにその中心たる幕府支配の廃止。倒幕)の方向に、運動が転換していく論理必然性を見ない訳にはいかないのである」と説明する(毛利『明治維新政治史序説』未来社 一九六七年 二一七頁)。

(30) 鶴沢義行『幕末政治思想の史的展開』三和書房 一九七五年 九頁。

(31) 『岩倉公実記(上)』七八二頁。

(32) 阪本是丸『明治維新と国学者』大明堂 一九九三年 二頁。

四 岩倉の政治意見書

(1) 外交問題

幕末期における岩倉の政治的見解や行動とは、いかなるものであったろうか。岩倉の政治意見書をみてみよう。岩倉具視がまとめた最初の政治的意見書は、鷹司政通に提出した『文武学ヲ興スルノ議』(嘉永六年十二月)である。

これは、鷹司が堂上らに時局に関する意見書の提出を求めたことに對する上書である。岩倉は、「御国内ノ政事ハ関東ニ御委任アルモ異国事件ハ御国内ノ政事ト其途ヲ殊ニシ一朝措置ヲ誤マルトキハ御国体ニ關係スルヲ以テ朝廷ニ於テモ関東ニ御委任アリテ御安心アラセラレヌ始終其詮議振りニ御注意アラセラレ万一ニモ御国体ニ關係ス可キ失当ノ措置アラハ断然勅命ヲ以テ差止め給フ可キノ御覚悟ナカル可ナラス此ノ如キノ秋ニ非ラサルヲ以テ人材ヲ教養シテ非常ノ用ニ備フルノ御絵画一日モ猶予スヘカラスト思考ス今ノ学習院ハ先朝特殊ノ叡慮ヲ以テ御設置アラセラレタルモ規模至テ小ニシテ學則モ充分ニ確立セサルニ由リ遺憾ナシトセス因テ其制度ヲ更革シテ文武學ト為シ文タリ武タリ其才能ニ応シテ各自ニ專修セシメ實用ニ適スルノ人材ヲ陶冶スルヲ以テ眼目ト為スヘシ其學費ハ学習院ノ費額ノミニテハ到底之ヲ支弁スルコト能ハス去迎関東へ新規ニ學費ヲ献スヘシト御沙汰アルモ容易ニ承諾セサルヘシ先ツ当分ノ内ハ朝觀行幸準備ノ積立金ヲ以テ補充スヘキコト御沙汰アラハ関東ニ於テモ即時献金ヲ要スル訳ニ非セサルヲ以テ敢テ異論ハ唱ヘサルヘシト⁽¹⁾、と述べ、朝廷が積極的に政治に関与すべきこと、そのために人材を育成すべきことを主張している。岩倉は、幕府の統治能力に疑問を投げ掛け、朝廷への政權回復を視野に入れはじめているのが注目されるところである。

老中堀田正睦（一八一〇—一六四）は朝廷に對して条約批准の許可を求めた。ここらあたりの事情は、既述のとおりである。この段階にあつて、日米通商条約問題に關しての朝議としてはどのような見解がみられたであろうか。

第一に、三条実万（一八〇二—一五九）、近衛忠熈（二八〇八—一八九八）、九条尚忠（一七九八—一八七二）らの公武合體論である。

第二に、青蓮院宮（大塔宮）尊融親王（二九二四—一九二）の主戦論である。

第三に、鷹司政通の「往古唐土三韓鞅鞞ノ諸国ト交通セシ」との開国論である。

これらの主張のうち、太閤鷹司らの主導の下で条約批准の方向で結論がまとまりかけていた。ところで、孝明天皇は攘夷主義者であり、和親条約締結につき通商条約が締結され、開国政策がとられていくことに強い嫌悪感をもった。孝明天皇は、太閤・内覧鷹司政通の条約是認に対抗すべく、関白九条との提携をはかった。さらに、議奏久我建通(一八一五—一九〇三)を通じて岩倉具視、大原重徳らの主導の下で平公家たちの動員を画策する。しかし、九条は現職の関白であるということから、朝廷内の分裂、幕府との軋轢を回避すべく慎重な態度に終始する。孝明天皇は、九条をみかぎり左大臣近衛忠熙、内大臣三条実万、議奏久我建通との関係強化にすすんでいった。そこから、八八人の公卿列参への動きにつながっていく。

公卿八八人連署による『意見書』(安政五年三月)が、提出された。岩倉も当然のことながら名を列ねている。むしろ、岩倉の画策によるものといつてよいのである。そして、村上源氏の宗家である久我建通が、最終的に列参運動を推進していった。『意見書』には、

「同志之輩恐多候得共為国家不顧万死申上候 此度関東江御返答之趣不被為得止返事トハ奉恐察候得共不顧多罪奉言上候去月被仰遣候神宮御始御代々江被為封如何可有之被悩叡慮候事実ニ重大之儀ニ候処何共不申上人心居合之儀ハ引受候趣言上堀田備中守上使として上京之旨とも相違之廉有之如何ニ候将又此度御返答ニ関東江御依頼被遊候旨相見候左候者条約以下総而関東存意之通取計候節再被仰違無之哉然る時仁天下之人望を塞き朝運武運相共ニ衰弊致候様可相成哉と深嘆息仕候尚又内乱之程難計一同憂苦之至ニ候御返答御文面之うち御返答之儀被遊方無之此上者関東可有御勘考様御頼被遊候と申処御文面御差除ニ相成様伏而頼入奉存候事」⁽²⁾

とある。「意見書」では、幕府に対して条約問題について再考すべきであると主張している。つまり、条約締結に異議を唱えたのである。この列参は、実のところ、孝明天皇が久我建通を通してすでに決定済みであった幕府への勅答案の変更を画策したのが実態であろう。孝明天皇は、攘夷主義であり、通商条約の允許を苦々しく思っていた。天皇は感情的な攘夷論であった。すなわち、夷人を神州に寄せ付けたくない、醜き夷人は嫌いだというレベルでの攘夷論であった。祖法である鎖国主義を堅持すべきであるという政治的な意図からではなかった。

孝明天皇は攘夷主義に凝り固まり、その意向は政局を左右するほどであった。天皇の個人的意思がこれほどまでに示されたのは、類例がない。孝明天皇のパーソナリティー分析をしてみよう。井上勝生は、ユニークな見方を提示している。天皇がなぜに関白鷹司政道に対抗意識をもっていたのかという問題である。「孝明天皇は関院宮家の三代目である。関院宮家の初代の光格天皇は血統に劣る傍系で、しかもいわば末期の養子として皇位を継承した。光格天皇が実父に太上天皇の称を贈ろうとした：この時、朝廷のなかから幕府と結んで、光格天皇（一七七一―一八四〇）の企図を阻止したのが、鷹司政通の祖父、鷹司輔平（？―一八一三）らであった。鷹司輔平は光格の叔父で、親王の血を継いでおり、王孫であった。輔平の後、政熙（？―一八四〇）・政通と続く鷹司家は六六年間のうち五二年間関白を努めていた。鷹司家は幕府と結んで関白職をほぼ専有した。政通は一五歳で即位した孝明の摂政も努めた。条約勅許の問題が起った際、以上のような経過は孝明の鷹司家に対する激しい反発として噴出した」⁽³⁾のであり、「慶応期にも孝明は…近衛家に対して終始、対抗したが、天皇の摂関家に対する対抗運動とこれをみる事ができる。…天皇と平公家の摂関制を打破する動きは明治以後の天皇制を生成する重要な前提となる。孝明はこのように宮廷内部の根深い、近世の朝廷の歴史に由来する対抗に捉えられていた」⁽⁴⁾、と指摘している。ところで、『禁中並公家諸

法度』第二・三条では、朝廷内における序次について、規定していた。「見任の三公は宜しく諸王の上に班すべし」とあり、関白三公（太政大臣・左大臣・右大臣）は、親王よりも上席であった。御摂家の鷹司、近衛家は閑院宮家よりも上位にあつたことは、閑院宮家の流れをくむ孝明天皇にしてみたらおもしろいわけはなかつたはずである。あるいは、孝明天皇の祖父にあたる光格天皇の尊号贈賜事件の折り、摂関家は大反対したという因縁もあつた。また、関白鷹司政道はベテランの宮廷政治家であり、孝明天皇は赤子のようにあつかわれていた。これらのことが手伝つて、孝明天皇の摂関家に対しての個人的な対抗意識が当時の政治状況をさらに複雑化させていった。

八八人の公卿による列参運動に戻ろう。『禁中並公家諸法度』第一条は、「関白、伝奏並奉行、職事等申し渡す儀、堂上地下の輩相背くに於ては流罪為るべき事」とし、関白・伝奏・奉行・職事らの決定、命令に背く堂上・地下の輩は流罪と規定していた。関白・伝奏らの実質的な任命権をもつのは、幕府である。上級公家たちはその地位を得て、また維持していくには幕府と協調していくことが余儀なくされる。したがって、摂政・関白らへのプロテストは、とりもなおさず幕府への反抗を意味した。⁽⁵⁾ それだけの、大罪であるにもかかわらず、八八人にもおぼろげに公卿たちが反旗を翻したのはなぜであろうか。それは、孝明天皇の意向がバックにあつたからである。孝明天皇が久我建道を介して、平公家たちへ動員をかけ、示威行動により関白の決定の撤回へことが運んでいったからである。⁽⁶⁾ これは、朝廷内政治にあつても、画期的なことであつた。第一に、摂政・関白⇨幕府間で決定した事項は、天皇の意思によつても覆すことができなかつたのを、覆した点である。第二に、天皇⇨平公家との直接的な接触がはかられた点である。岩倉は朝権の回復を念願しており、九条関白の条約承認は佐幕に結びつくわけで断じて容認できなかつたはずである。そこで、列参運動の中心になつた。⁽⁷⁾ 要約しよう。公卿八八人の列参運動は、公卿たちの公

論”により外交政策の決定（変更）がなされたケースとなつたのである。

岩倉は、時務策『神州万歳堅策』（安政五年三月）を少将内侍今城重子を通じて内奏した。同意見書を概観してみよう。

「：願くは朝廷に於て前途の御国是を確定させられ御国体に基つき百年の利害を御洞見なりて墨国の処置を御決議あらせられ大日本国をして永く富獄の安きに置き給はんことを偏に渴望の至に堪えす」⁽⁸⁾

まず、岩倉には国学思想の総本國論の片鱗がうかがえる。つづけて、

「第一 墨夷和親貿易然らざる事」として、

「神武帝ヨリ幾千年ノ間堂々タル神武ノ 皇國獨立ノ規則當 御代ニシテ一時ニ廢毀セラレ遂ニ異邦ノ屬ト成
ン事誠ニ恐懼悲嘆ノ至ニ候：皇國ノ祖先 皇太神宮ニマシマシテ 日嗣ノ 皇統世々絶スシテ益盛ン成ル事仰テ
モ猶余リアリ万国ミナ此國ノ祖神ノ恩沢ヲ蒙ラサルナシ：是大世界中ニ独リ日本ト称シ最尊セララルノ謂ニ非ス
ヤ依テ若シ和親同盟等於許容者 天孫神聖清淨ノ神州醜虜犬羊糞土ノ域ト接シ血ヲ飲ミ毛ヲ茹フノ輩ニ伍ヲナシ
候事大小ノ 神祇世々之 聖上江被為封候テノ儀ハ勿論弘安ノ先 皇江如何可有之哉：古今ノ良法ヲ廢棄ナサシ
メン計ナランカ深ク信用スル時ハ災害並ニ起ルヘシ：古來制度ノ通り被為守候事 朝家安全武運長久天下泰平ト
奉存候」⁽⁹⁾

と論じて、開国なびに条約締結は神州を汚すことにつながることを、ならびに鎖国政策を堅持すべきことを強調している。さらに、開国ならびに条約締結の結果として、以下のような弊害が生ずることを指摘している。まず、夷狄が数多く来集してくるといふ。

「一：墨夷仮条約ノ如ク一ト度許サル、ニ於テハ諸蕃追々ニ来集シテ同様願ヘシ其節ニ至リ彼ヲ許シ是ヲ不許ノ理ナシ再ビ議論ヲ待ス各可被許容乎然ル時ハ処々ニ開港商館ヲ立終ニ万虜商船旅泊ノ国ト成ン然ル時ハ 神州ノ貴キモ貴シトスルニ足ラス誠ニ口惜カラスヤ是和親不可然其一也」⁽¹⁰⁾

経済的には、物品が海外に流出していくことにより、国内の経済状態が悪化するという。

「一：五穀ヲ初メ国産必用ノ諸品 神州ニ足シメ余分ヲ以テ取賄ンニ於テ者十二ニモ不可足不奪不廢ノ夷情猶飽キ足ラシメンニハ国民年々困乏ニ至リ誰カ墨夷ノタメニ是ヲ可忍哉終ニ憤怒ノ余リ是非ノ論ナク自ラ兵端ヲ開クニ至ラン事必セリ是和親不可然其二也」⁽¹¹⁾

「一：渡来ノ品多クハ奇玩弄具ニシテ有益ノ物稀ナリ：トケイヲ賞メオルゴルヲ食ヒテ命ヲ続クノ術ハ不可有是和親不可然其三也」⁽¹²⁾

一旦開国したならば、国防体制に不安が生ずると、岩倉は考えている。

「一右墨夷仮条約ノ内殊ニ難許ハ数カ所ノ開港ト十里ノ横行ト踏法ノ国禁ヲ除ク等ノ三事也：内外ヨリ戦争ヲ発セハ防御術ナク危キ事はヨリ甚キナカラン是和親不可然其四也」⁽¹³⁾

「一又墨夷不可和親ト雖ドモ唯患フルノ儀アリ海上漕運ノ要路ヲ隔断スルノ一事ナリ」⁽¹⁴⁾

「一：若シ戦争ニ及ヒ候ハ、：思フニ弁舌ヲ以テ彼ヲスカシ今一二年ヲシ而テ内武備ヲ厳整ニシ外守御ノ計策ヲ建テ三五年ノ兵糧ヲタクワエンニハシカシトモ存候：」⁽¹⁵⁾

岩倉の外交問題に関する意見は、祖法の維持、条約締結の阻止に要約される。しかし、岩倉は対幕府の観点から、幕府の外交政策にNOの意思を突き付け、大政返上へと追い詰めていく意図があったとしてもおかしくはないはず

である。ただし、究極の目的はそこにあつたとしても、現実に幕府型統治システムが機能しており、国家緊急事態にあつて内乱を生じさせるようなことがあれば、それこそ夷狄の思うツボであると現実的な判断をしてもいる。だからこそ、岩倉は徳川長久論を展開する。

「第二徳川家長久可被 思召之事

今度関東ヨリ御返答書辭不敬ハ申迄モ無之人心居合ノ儀ハ如何様共引受候旨是等如何ノ心得ニ哉甚不得其意候得共文義ノ事ハ差置 神宮始御代々江被為封深被惱 叡慮候其眼目御趣意ノ処如何拝読仕候而右様申上候ニヤ偏ニ輕蔑 朝家仕候次第猶此外不審不当ノ条モ有之始終糾問致度事二者候得共今ニ至二候テハケ様ノ既往ハ不及被論歟唯々国内一致且徳川家長久並ニ征夷ノ名号不空カラサラシメ武威益盛ン成ルヘク厚キ 思召ノ趣実事ヲ以テ心服仕候様宜ク大義ヲ失ハサル弁舌ノ人ヲシテ御説得被為為存候ハ、和順ニシテ 叡慮ノ旨被為立候様拝復致シ可申哉仮令御十分ニ不至候トモ中折ノ義ニハ可相成存候事⁽¹⁶⁾

「一：朝威モ立武威モ立共ニ御同意ニ相成リ打払御評決可被為存様ト存候⁽¹⁷⁾

「一右今度仮条約ノ如キ旁々以テ不容易義若シ許容セラル、時ハ於 朝廷ハ神州三千年ニ近キ規則当 御代ニシテ廃セラレ於徳川家ハ神君三百年ニ近キ制度当將軍ニシテ敗り候ハン事公武共ニ重大ノ変事ニ候宜ク深く御熟談御評決可被為有候儀勿論ト存候⁽¹⁸⁾

この段階での岩倉は、「徳川家長久論」を主張している。しかしながら、岩倉の基本的なスタンスは一方的な佐幕論では断じてなかつた。岩倉の見解は、あくまで朝廷の主体性をいかに確保するかという議論であつた。というのも、第一に、朝廷が將軍に命じて、諸大名を統率し征夷(権)を實行させようとしているからである。第二に、朝廷

と幕府との公武合体をすすめ、合議により攘夷実行をせまっているからである。大久保利謙(一九〇〇—九五)の指摘するように、この後、「この対外政策が、内政に転ずると王政復古論となる」⁽¹⁹⁾のであるが、それにはいまいしばらく時間の経過と政治状況の変化を待たなければならなかった。

岩倉は「神州万歳堅策」にあつて、国防問題についても提言をしている。国防体制が確立しないまま、開港することは無謀であるという。

「…今日の如く全国の軍備廃弛の時に当り諸国の港を以て戎蛮輻輳の域と成さは終始彼よ里我の柔弱を見透され何事に附希ても恫喝さるる而已にして実に遺憾千万なるへし遂には大日本の国号も地に墜つるの禍患を招くに至らん和親通商も其始を慎まされむ利益も弊害に変して惟彼の鼻息を窺ふの卑怯に陥らん今日和親貿易然る可からざるの一なり」⁽²⁰⁾

「…開港開市は禍患多く是れ今日和親貿易然る可らさり二なり」⁽²¹⁾

岩倉は、キリスト教の流布にも危惧している。

「…近年細民の困窮甚く廉址地を払へり此時に於て戎蛮些の恩恵を施し些の利益を与へ之れに加ふるに邪教を以て誘惑せは無智の細民は異人を慕ふこと父母の如く第一人心を収め第二地利を知り第三要港を占め一朝異国と争端を開く阿らは内外相應して御国の危険是より甚しきはなし是れ今日和親貿易然る可からざるの四なり」⁽²²⁾

また、不平等条約問題にも警鐘をならしている。

「墨国条約の中日本人に対する罪人を彼の国法を以て罰するの箇条は尤許容す可からず」⁽²³⁾

「和親貿易の条約を結ぶも彼の侮慢を受くること無かる可し今や戦争す可きの実力なし而るに和親貿易の条約

を結はんとするは膝を屈して憐みを乞ふと同一の挙動にして恥辱是より大なるはなし甲寅の歳に一跌し今又一跌する時は全国の士氣一層萎靡不振に陥り他日臍を嚙むの悔阿るは火を賭るの如く是れ今日和親貿易然る可からざるの六なり⁽²⁴⁾」

さらに、つづけて岩倉は、「第二 徳川家長久を思召さるゝの事」として、

「国内一致を緊要とし徳川家長久征夷の職掌を曠ふせしめすして御国威拡張の叡慮貫徹の場合に相成る様専ら御仕向遊され然る可し⁽²⁵⁾」

「君臣合体公武一和の旨趣を以て：朝家の御威光を墜さず又武家の面目を失はしめす全国の力を戮はせて外を防御する様誠心を以て協議せしむへし⁽²⁶⁾」、「徳川家長久武運繁昌の根本なるの道理を懇々と説き示し何くまでも朝廷に於ては御隔心なきこと⁽²⁷⁾」、「大樹へ懇々と外侮を防御するの策略を聞召さるへきの御沙汰阿らせられ同時に三家三卿始め諸大名宣旨を以て大樹を補佐し神州の瑕瑾を遺さるゝ様墨国処分の議を建つ可きの御沙汰阿らせられ然るへし⁽²⁸⁾」

と建言している。

岩倉は、「第三 国内一致外侮防御を講すへきの事」として、

「：毎年一度は関東より觀察を出して諸国の軍備を吟味して其調否を朝廷に言上せしむへし⁽²⁹⁾」

「：平常に於て海陸二兵を準備訓練し一朝非常の変阿らは疾雷耳を能はさるの如く大小銃の烟を飛ばし劍戟の光を散らし日本の武威を示さんと頗る本懐の至りなり⁽³⁰⁾」
と論じている。

岩倉の構想としては、第一に国内一致、第二に公武合体政策、第三に将軍主導(征夷権)の下諸侯総動員による攘夷決行があった。この岩倉の見解は、「封建制下の身分秩序と地方的割拠とに根ざす忠誠心を利用した打払い的攘夷論⁽³¹⁾」といえる。

大久保利謙にしたがえば、孝明天皇の対幕府戦略は岩倉の『万歳堅策』以降の朝権回復の公武合体路線の展開線上にある。大久保はさらに、「以前には、何かどうにもならないという悲痛な絶望的であった天皇の態度が、これからは積極的に上から幕府に臨むという確乎不動なものへと硬化している。この天皇の意向の豹変には岩倉の意見が与って大きかったといわなければならない。岩倉が天皇を引っぱっているためである。このようにして、岩倉方式の公武合体政策はこれからいよいよ軌道に乗るのである⁽³²⁾」、と指摘した。岩倉が時代の牽引者として登場することとなる。

(2) 和宮降嫁問題

和宮降嫁問題は、そもそもは安政五(一八五八)年に井伊大老のブレーンであった長野義信により提起されたようであるし、また京都西町奉行所与力加納繁三郎が左大臣近衛忠熙に提案してもいた。井伊⁽³³⁾長野の政治的目的とはいかなるものであったろうか。まず、志士を弾圧し公卿たちを威嚇し幕府が朝廷を統制するためであった。井伊失脚後、万延元年(一八六〇)年、久世大和守広周(一八一六―一六四)と安藤対馬守信正の老中コンビにより、推進されていく。久世と安藤の政治的目的は、朝廷の権威を利用することで幕府権力の強化をはかること⁽³³⁾にあった。いずれにせよ、公武合体政策により朝と幕一体となり国家緊急事態を乗り切るカードとして政治課題にのぼってきた。岩

倉は、有栖川宮と和宮との婚約を解消してまで、公武一和の政策をすすめていくべきであるとした。「公武合体は、〔岩倉〕公本来の面目でも無ければ、究極の目的でも無かったに相違あるまい。併しながら、安政戊午以来、朝幕の衝突、其の絶頂に達した時に察し、其の危機を脱し其後を善くする途は、公武合体論に由りて、天下の大勢を利導するの外、良策が無かった」³⁴から、岩倉はこの問題を推進していったといえよう。岩倉は、『和宮御降嫁ニ関スル上申書』（万延元年六月）を提出している。

「臣具視熟ら目今天下之大勢を觀察仕候ニ御国内億兆之人民は億兆之心を懐き銘々其方向を異に仕候而外は五蛮之大敵諸港に輻湊仕動もすれば岬端を開き御国政に干犯仕其垂涎する所の土地を併吞すへきの勢も相見申候誠に皇国危急之秋にして不堪憂慮候依之其匡濟之長計を愚考仕候二者関東へ御委任之政柄を隠然と朝廷江御収復被遊候御方畧に被為扱先つ億兆之人心を御收攬其帰向する所を一定為致候而興議公論に基き御国是を厳然と御確立被遊候半而者難相成と奉存候目今関東ノ覇権は最早地に墜ち候」³⁵

「：覇権の地に墜ちたる関東に御依頼被遊候而内憂外患を防遏仕り皇威御更張と申す儀は世俗の諺に申し候長竿を以て天上之星を敲き落すか如き者に御座候而徒勞多く実効を見ることが能はざる儀と奉存候因て関東江御委任之政柄を隠然と朝廷江御収復被遊候方略に被為扱興議公論に基き御国是を御確立被遊候儀天下之為め長計不過之儀と奉存候」³⁶

岩倉は、この機会を利用して王権回復をはかるべきことを主張している。

「：今日関東の覇権は最早衰運とは乍申東照宮公以来二百余年間太平を被致候得者其徳沢は人心に浸汚仕居譜代恩顧之大小名も沢山御座候間万一にも干戈を以て多年失職之罪を被為間候御挙動被為存候得者譜代恩顧之大小

名は主家之滅亡を悲嘆之余り倒に戈矛を執り候而朝廷に敵対し奉候儀御座とは難申又其他の大小名に於ても朝廷之御私戦と相心得候⁽³⁷⁾」

「：目今之時機は先づ其名を被為捨候而其实を被為取候御方略肝要之御事と奉存候幸にも過日以來関東より熱心に和宮御縁組を再三及内願居候儀故朝廷に於而者特別出格之聖御を被為垂候而関東之内願を御許容被為存公武御一和を天下に表示被為遊候而漸次に五蛮の条約引戻は勿論御国政之大事件は奏聞之上夫々執行可仕様関東江懇々と御沙汰被為存候得者関東に於ても朝廷より特別出格之御保護を蒙り奉り候儀ニ付御沙汰に背き奉り候儀は出来難仕必定御請可仕と奉存候箇様に関東江御委任の政柄を隠然と朝廷に御収復之御方略に被為握候御事に相成可申候今日は和宮御一身ハ実に以て九鼎よりも重く被為存候而御縁組之内願御許容可被為存と不被為存御儀は皇威之御消長に關係可仕候間頗る御大事と乍恐奉存候就而者関東江者先づ五蛮条約引戻之儀速に実行可仕様御沙汰被遊候而真実之御請茂申上候は、皇国の御為と被思召和宮江御勸被遊御納得被為存候得者関東江御縁組之内願御許容之御沙汰可被遊儀と奉存候⁽³⁸⁾」

岩倉は、和宮降嫁を断行すべきであるとする。和宮降嫁により、公武一和が実現され、挙国一致体制が完全になることを岩倉は期待していたのがわかる。

なぜ、幕府側から内親王降嫁問題がなげかけられたのであるか。岩倉の分析をみてみよう。徳川側の政治的意図については、「：朝廷之御威光ヲ仮り奉り候而関東之覇権ヲ粉飾仕り天下之人心ヲ屈服為致覚悟ニ而和宮御縁組ヲ急遽ニ内願仕り再三ニ及ヒ候儀ト奉存候⁽³⁹⁾」とし、幕権強化のためであることを見抜いている。しかし、幕府の統治能力は限界にあり、朝廷への政権回復にむけたワン・ステップとなると岩倉は考えている。

「誠ニ皇国危急之秋ニシテ不堪憂慮候依之其匡濟之長計ヲ愚考仕候ニ者関東江御委任之政柄ヲ隠然と朝廷江御収復被遊候御方略ニ被為刎先ツ億兆之人心ヲ御攬其意向スル所ヲ一定為到候而興議公論ニ基ツキ御国是ヲ嚴然ト御確立被遊候半而者難相成ト奉存候目今関東之覇権ハ最早地ニ墜テ候」⁽¹⁰⁾

朝廷が政権を担当することが筋であると岩倉は主張するものの、現実論としてはそれは難しいと理解もしている。岩倉は、「此大事業ヲ急遽ニ成就仕候ニハ固ヨリ口舌ノ能ク為ス所ニハ無之候必ス干戈ニ訴ヘ不申候半而者難相成左候而者却而天下之大乱ヲ可釀之基トモ相成不可然候只々時機到来ヲ御待被漸次其指針ニ從ヒ御動キ被遊候半而者難相成候今日関東之覇権ハ最早衰運トハ乍申東照公以来二百余年間太平ヲ被到候得者其德澤ハ人心ニ浸染仕居譜代恩顧之大小名ネモ澤山御座候間万一ニモ干戈ヲ以テ多年失職之罪ヲ被為問候御挙動被為存得者譜代恩顧之大小名ハ主家之滅亡ヲ悲嘆之余リ倒ニ戈矛ヲ執リ候而朝廷ニ敵対シ奉リ候義無御座トハ難申又其他大小名ニ於テモ朝廷之御私戦ト相心得候而傍觀両端ヲ持シ可申様ニモ相成候之強弱仕候而進退ヲ決シ可申場合モ無御座トハ難申」⁽¹¹⁾とし、幕府ニ大名關係を一掃することは難しく、この段階では公武合体をすすめるのが次善の策であると考えている。岩倉は、降嫁については、これを積極的に推進していく立場である。

「朝廷ニ於テハ特別出格之聖恩ヲ被為垂候而関東之内願ヲ御許容被為存公武御一和ヲ天下ニ表示被為遊候」⁽¹²⁾と岩倉は述べ、和宮を降嫁させることによつて、徳川側に恩を着せると同時に、今後の政局の主導権を確保できるのではないかという政治的な戦略をえがいている。さらに、以下のように主張する。

「五蛮ノ条約引戻ハ勿論御国政之大事件ハ奏聞之上夫々執行可仕様関東工懇々ト御沙汰被為存候得者関東ニ於テモ朝廷ヨリ特別出格之御保護ヲ蒙リ奉リ候儀ニ付御沙汰ニ背キ奉リ候儀ハ出来難仕必定御請可仕ト奉存候箇様

二関東エ御委任之政柄ヲ隱然ト朝廷ニ御収復之御方略ニ被為扱候得者大政御委任之名義ハ猶関東ニ存在乍仕其実權ハ朝廷ニ於テ被為握候御事ニ相成可申候⁽⁴³⁾

とくに、岩倉は幕府は朝廷に対して国政について奏上させることを条件に付した。また、「五蛮条約引戻之儀速ニ実行可仕様御沙汰被遊候⁽⁴⁴⁾、と攘夷論を強調している。岩倉にとつてみれば、和宮降嫁は幕府の大政(権)に制約を加えるとともに、朝廷の主導権を確立させる格好の機会であると考えていた。

文久元年一月、岩倉具視、千種有文らは和宮に従い江戸へ下った。ここで、岩倉は一計を案じた。それは、和宮降嫁に際して將軍家茂の誓詞の提出をせまったことである。將軍が天皇に対して、誓詞を差し出すという前例がなかつただけに、このことは以下の政治的效果をもたらすことになった。つまり、幕府主導の公武合体から朝廷主導の公武合体への転換である。さらに、これを見て、諸藩が政治的に動きはじめた⁽⁴⁵⁾。『岩倉公実記』には、幕府側が廢帝を企図しているのではないかと岩倉が老中久世広周、安藤信正らに詰め寄り、最終的に將軍による「式心ナキヲ証シ宸襟ヲ安ンシ奉ランコトヲ願フ⁽⁴⁶⁾」との趣旨の誓詞が出されたと経緯を明らかにしている。

幕府が朝廷を利用すべく和宮降嫁が実現されたかみえた。しかし、現実には岩倉意見書にあつたように、幕府は朝廷から手足をしばられるような事態を逆にまねくことになった。「幕府既に其内情を洞察せられ、策略を觀破せられては、威權も亦輕からざるを得ず、此に於て雄藩は崛起し、志士は飛躍し、時局は益壞裂して復た收拾すべからず⁽⁴⁷⁾」状況が、結果として現出したのである。「幕府の公武合体論は、従来のように朝廷を政治の舞台から疎外することではなく、朝廷の意志を政治の舞台に引き込むことによつて幕藩体制強化の梃子とせんとするものであつた。…岩倉は、和宮降嫁問題を一つの梃子として政治の実権を朝廷に奪いかえさんとした⁽⁴⁸⁾」目論みは、まんまとはま

たといえよう。

和宮降嫁問題は、朝廷権威による幕府の権威の補強と確立という政治的意図から幕府主導の下に提案された。岩倉具視は、この幕府提案を逆手にとつて、幕府ではなく朝廷側の主導権の確保を試みたのであった。

徳富蘇峰もまた、「〔岩倉〕公の第一目的は此の機会に乘じ、隠然幕府委任の政権を朝廷に恢復する唯一の手段として皇妹降嫁を勅允あらせ給ふに若かずと云ふにあつた」⁽⁴⁹⁾、「公の公武合体運動は、朝幕の乖離を緩和し、京都朝廷の危機を救ひ、政局の安定を図るに於て最善の策であつた」⁽⁵⁰⁾と指摘しているところである。

岩倉の朝権回復の活動は、さらに拍車がかかつていく。岩倉にしてみれば、八八人の列参により幕府の外交政策に変更を強いることができた。さらに、和宮降嫁により朝権の確保に道筋をつけることができた。また、岩倉は、長州、薩摩などとのタイアップにより、政局の転換をはかるべく動きを加速しはじめた。岩倉が薩摩藩との提携に踏み切つたのは、文久二年以降といえよう。島津久光は、果敢にも幕政改革に乗り出した。岩倉は、この当時の薩摩ならびに長州の政治的計画と朝廷側の計画との融合策づくりに乗り出した。これが、三事策である。三事策は、薩摩・長州藩主導による雄藩連合による公武合体策に対して朝廷の主導権をあくまで確保しようとする岩倉の試みであつた。

『三事策』とは具体的には、以下の施策である。

- 一 將軍上洛シ国是ヲ議定ス
- 二 島津毛利山内伊達前田五氏ニ命シテ幕政ニ参預セシメ五大老ト称ス
- 三 一橋刑部卿ヲ將軍ノ後見人ト為シ越前前中將ヲ大老ト為ス⁽⁵¹⁾

「第一

大樹公早ク諸大名ヲ率キ上洛アツテ朝廷ニ於テ相共ニ国家ノ治平ヲ計議シ万人ノ疑ヲ散セシメ皇国一和ノ正氣ト為シ速ニ蛮夷ノ患難ヲ攘ヒ上ハ祖宗ノ神慮ヲ慰メ下ハ義臣ノ帰嚮ニ從ヒ万民ヲ化育シ天下ヲ泰山ノ安ニ比セラレ度キ事

第二

豊臣ノ故事ニ依リ沿海五箇国ノ大藩ヲ以テ五大老トシ国政ヲ咨決セシメ夷戎ヲ防禦スルノ処置ヲ為サハ環海ノ武備堅固確然トシテ必夷戎ヲ掃攘スルノ功アラント思召候事

第三

一橋刑部卿ヲ後見トシ越前前中將ヲ大老トシテ幕府ヲ扶ケ政事ヲ計ラシメハ戎慮ノ慢ヲ受ケスシテ衆人ニ協フヘクト思召候事⁽⁵²⁾

三事策は、朝廷主導⇨幕府追従の公武合体論の具体化である。

幕府における政局運営を「譜代大名」路線から「親藩⇨外様による雄藩連合」路線へと転換を促しことになった。従来、幕府内の政権運営は、老中の合議制によった。とくに、溜間詰め⁽⁵³⁾の有力譜代大名により政権が担当された。このシステムの改革をせまった点で、画期的である。

幕府は三事策全てにわたって受け入れることに、難色を示した。かといって、違勅の汚名をきせられるのが危惧された。全てを拒絶するわけにもいかず、最終的に第三項を採用するに至った。島津は慶喜、春嶽ら政界の逸材を

幕政に参与せしめることで、閉塞状況を打開できると考えた。しかし、現実には、慣例や守旧的な運営などを一掃できるほど単純ではなかった。人材登用による現状打破策は、空振りに終わった。徳富は、「將軍上洛の事は、島津は初めより之に反対し、五大老設置の事も亦其の賛成せざる所であった。故に朝議は島津の意見を容れて、第三条を主としたのであった」と指摘している。島津久光は勅使大原重徳を警護して、江戸に下り幕政改革をせまった。文久の改革は、実際は一部分にすぎなかったが幕府制度の改革につながっていった。

文久二年七月九日、松平春嶽が政事総裁職に就くや、以下の改革に着手した。(a) 武家伝奏任用に際しての誓詞の廃止、(b) 関白・大臣任命に際しての幕府同意の廃止、(c) 皇陵の復興と山陵奉行設置、(d) 参勤交代制度の改革(三年に一度・江戸滞在百日・妻子の帰藩)、(e) 洋式軍隊化、(f) 松平容保の京都守護職就任などである。さらに、文久の改革は朝廷内における改革へと波及していった。

文久二年一二月九日 朝廷内の人事制度改革がみられた。平常時には、〈関白〓伝奏(二人)〓議奏(三―四人)〉により、朝議が決定されていった。武家伝奏は、京都所司代との折衝役であり、議奏は天皇に近侍して政務を執奏伝宣した⁽⁵⁴⁾。これを改め、国事御用掛を設置(二九人)した。国事御用掛は、朝権の回復をめざし、国政全般の大方針を議し、幕府・諸侯に命令する中枢機関として設置された。朝廷内において国事掛を置いて国政を論ずるのは、王政復古の第一段階の様相を呈したのである。文久三年二月一三日には、国事御用掛の他に、国事参政(四人)・国事寄人(一〇人)の二役を新設した。先の国事掛に任命されたのは上級公卿であり、穩健派路線であった。したがって、尊皇攘夷派からは不満の声があがっていた。あらたに設置された参政・寄人には少壮・急進的公卿たちが任ぜられた。主導権は、国事御用掛から参政・寄人へと移行していく。一五日には、国事参政・寄人は連署の上で、「在京の

諸大名を召して外寇防備について諮問すべき事」を建言した。これを受けて、攘夷の勅諭が徳川慶喜・松平春嶽・松平容保・山内容堂らに出された。「近来醜夷黠謀を逞うして、皇国を覬し、容易ならざる形勢につき、万一国体を汚すが如き事あれば、と深く宸衷を痛ましむる所なり。因りて蛮夷拒絶の功を建て、上は宸襟を安んじ、下は万民を救ひ、叡慮をして永く藐の念を断たしめ、神州の国体を汚損すべからず」と。幕府は朝威の前になすすべもない状態になった。朝議が、国政をリードすることになったのは明らかである。毛利敏彦の指摘するように、「天皇のよくな出来合いの権威を借用して自己の支配の正統性を入手するやり方は、簡単でつとりはやいが、反面、危険性を伴う。…天皇の意志が幕府の統制を離れて独り歩きをはじめると、幕府の支配を揺るがしかねないことになる」⁽⁴⁷⁾ 事態に直面することになったといえよう

(3) 公議政体論

岩倉具視は『叢裡鳴蟲』(慶応元年)において、「天下ハ祖宗ノ天下ナリ君臣相共ニ是非得失ヲ審議シテ以テ宸断ヲ下スヘキナリ」⁽⁵⁶⁾と叙述していた。この当時の朝廷内で撰関を中心とした朝議決定ではなく、広く公卿たちにも意見を聞くべきだとの意にも解釈できるし、公武を問わず臣下が一同に議論を尽くすべきだとの意にも取れる。いずれにせよ、岩倉による公議政体論の主張は、①幕府制度の否定、②撰関制度の否定を含意していた。岩倉の盟友となる大久保利通は、慶応二年に『公論採用に関する意見書』をものしている。それは、「衆議ヲ被聞食候ハ天下之公論ヲ採ランカ為ナリ方今宇内各国ニ於テモ衆議ヲ聞テ公論ヲ採各大同小異アリトハイヘトモ公論ヲ以大政ヲ議スルニ決ス然レハ其公論ヲ採ルニ法アリ其法不立シテ公論ヲ採ルコト調ヘカラス 皇国是迄独裁之政度ニ出レハ最其法立

スンハアルヘカラス今在京諸藩必太平之弊ヲ不免宇内ノ公法ノヲ知ラス：幕府江政權ヲ御委任ナラテハ不可燃ノ論多ケレハ其論ニ決セスンハアルヘカラス：」⁵⁹とする内容である。岩倉においても大久保においても、「公論」の尊重とはとりもなおさず「廟議」の尊重であり、「億兆」に対して「朝権」や「廟堂」の「重キ」を示すことにほかならなかった。⁶⁰

公議政体論は、具体的な組織論としては、

①幕府における列藩会議論（＝三家・家門・外様の参画）
②公武合体的会議論

③朝廷における列藩会議論（＝参預会議）
として展開した。

さらに、公議政体論は、政局論としては、

①討幕論的公論
②大政奉還論

として展開していく。

後述するが、公議政体論は、明治新政府の理念としては、

- ①五箇条の御誓文・政体書
- ②立憲政体の詔
- ③大日本帝国憲法

として展開していく。

公議政体論は、「万機親裁と公論政治」という概念が、当時のナシヨナリズムを媒介として架橋的に結びついたところに、日本的な特質をうかがうことができるのである⁽⁶¹⁾。岩倉の公議政体論構想がねられたのも、この段階であった。彼は、公卿の公論による政治の具体化を目ざしたのである。

- (1) 岩倉具視「文武学ヲ講スルノ議」『岩倉公実記(上)』九九一—一〇〇頁。
- (2) 「意見書」『同上(上)』一四〇—一四一頁。なお、安政五年一月二五日に、大納言中納言参議等に外交政策に関する意見書の提出を求めている。そのうち、中山大納言忠能は「：皇国ヲ致軽蔑候儀誠以神州之耻辱国家之安危此時ト存候今度条目之内所々ニ開港夷之官吏ヲ置キ国中ヲ随意ニ往返シ且彼教法所ヲ建立之儀ナト殊更難許儀ニ候此上ハ偏ニ一州之人意一斉和同シ蛮夷之姦謀ヲ綏服致サセ候儀第一ト存候：」(『孝明天皇紀』平安神宮 一九六七年 七三三頁)とし、橋本宰相中将実麗は「：未夕夷狄ノ皇国ヲ凌辱致シ候儀ハ不及承候然ルニ嘉永六年十二月從関東被言上候由ニテ為心得被仰渡候ニハ毫髮モ御国体ヲ不汚候様被取扱候趣意トハ相振レ候様ニモ存候時勢ヲ不弁申条ニハ候得共於下田表商館ヲ建サセ通商ヲ相發キ候由伝承候得ハ是以既ニ御国辱欺ト誠歎敷存候：」(同上七四〇頁)との意見を陳述している。総じて、通商条約反対の意見が主流を占めていた。
- (3) 井上「開国前後」田中彰編『近代日本の軌跡一 明治維新』六一頁。
- (4) 同上六一—六二頁。
- (5) 小野信二「幕府と天皇」『岩波講座日本歴史一〇近世二』岩波書店 一九七一年 三五—三五二頁。
- (6) 家近良樹『孝明天皇と一会桑』文芸春秋社 二〇〇二年 五四頁。
- (7) 大久保利謙『岩倉具視(増補版)』中央公論社 一九九〇年 三八頁。

- (8) 岩倉「神州万歳策」『岩倉公実記(上)』一五一頁。
- (9) 岩倉「神州万歳堅策」日本史籍協会編『岩倉の具視關係文書(二)』東大出版会 一九六八年 一一九―一二〇頁。
- (10) 同上二〇―二二頁。
- (11) 同上二二頁。
- (12) 同上二二頁。
- (13) 同上二二―二三頁。
- (14) 同上二三頁。
- (15) 同上二三―二四頁。
- (16) 同上二五―二六頁。
- (17) 同上二七頁。
- (18) 同上二八頁。
- (19) 大久保『岩倉具視』五一頁。
- (20) 岩倉「神州万歳策」『岩倉公実記(上)』一五一―一五二頁。
- (21) 同上二二頁。
- (22) 同上二五―二六頁。
- (23) 同上二三頁。
- (24) 同上二四頁。
- (25) 同上二六〇頁。
- (26) 同上二六一頁。
- (27) 同上二六二頁。
- (28) 同上二六二頁。

- (29) 同上 一六四頁。
- (30) 同上 一六六頁。
- (31) 中島昭三「岩倉具視」『国学院法字』第二卷第一号 一四四頁。
- (32) 大久保『岩倉具視』八一頁。
- (33) 小西四郎『日本の歴史(一九) 開国と攘夷』中央公論社 一九八〇年 二〇九―二一〇頁。
- (34) 徳富『岩倉具視公』六二―六三頁。公武合体路線の特質は、「公(朝廷)と武(幕府・諸藩)間の調整、協力体制により、構造的矛盾の激化した幕藩体制の再編・強化をはかろうとする政策論であり、また『開国』以来の政治過程が生起させた朝幕間・幕藩間の対立拮抗関係―『国論二分』・『国内分裂』―を克服して、厳しい『外圧』に対する幕藩領主層の政治的結束―もちろん討幕派路線のように、幕藩領主制⇨個別領有権連合の自己否定による権力支配体制には脱皮し得ないが―しかも暴力的手段によらない漸進的な平和変革の政治路線を志向するものである」(三上―夫『公武合体論の研究』御茶の水書房 一九七九年 二五二頁)。
- (35) 岩倉「和宮御降嫁ニ関スル上申書」『岩倉具視関係文書(一)』一四二頁。
- (36) 同上 一四三頁。
- (37) 同上 一四三―一四四頁。
- (38) 同上 一四四―一四五頁。
- (39) 『岩倉公実記(上)』三八四頁。
- (40) 同上 三八四頁。
- (41) 同上 三八五頁。
- (42) 同上 三八六頁。
- (43) 同上 三八六頁。
- (44) 同上 三八六頁。

- (45) 坂田『明治維新史』一三頁。
- (46) 『岩倉公実記(上)』五〇五頁。
- (47) 渋沢栄一編『徳川慶喜公伝(二)』平凡社 一九六七年 二九八頁。
- (48) 中島「岩倉具視」一四五―一四六頁。
- (49) 徳富『岩倉具視公』六五頁。
- (50) 同上九五頁。
- (51) 岩倉「三事策」『岩倉公実記(上)』五七〇頁。
- (52) 同上五七八―五七九頁。
- (53) 徳富『岩倉具視公』八六―八七頁。
- (54) 石井良助『日本法制史概要』創文社 一九七二年 一二七頁。
- (55) 『徳川慶喜公伝(二)』一三三頁。
- (56) 同上 一五〇―一五一頁。
- (57) 毛利敏彦『近代日本政治史』一七一―一八頁。
- (58) 岩倉「叢裡鳴蟲」『岩倉具視関係文書(二)』一五九頁。
- (59) 大久保利通「公議採用に関する意見書」日本史籍協会編『大久保利通関係文書(二)』東大出版会 一九八三年 四二頁。
- (60) 松本三之介『天皇制国家と政治思想』未來社 一九六九年 一八五―一八六頁。
- (61) 鶴沢義行『政治の生成と展開』三和書房 一九六七年 一三七―一三八頁。